

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：33905

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009 ～ 2012

課題番号：21730471

研究課題名（和文） 児童自立支援施設における意見表明権と情報へのアクセス権の保障に関する実証的研究

研究課題名（英文） Empirical Research on the Advocacy of the Respect for the View of the Child and Rights of Access to Information in Support Facilities for Development of Self-Sustaining Capacity.

研究代表者

石井 千尋（上村 千尋）(ISHII CHIHIRO)

金城学院大学・人間科学部・准教授

研究者番号：10369788

研究成果の概要（和文）：本研究は、児童自立支援施設における権利擁護の取り組みと子どもの意見表明権や情報へのアクセス権の保障の実態について施設訪問と質問紙調査により把握し、検討することを目的としたものである。結果から、子どもの特性や能力に応じた意見の聴き方や説明の仕方、情報開示のあり方、子どもの意見の尊重・配慮の基準をめぐって試行錯誤している現状が伺えた。また、権利擁護の取り組みが子どもにどのような影響を与えているのか、取組の有効性等については、支援の受け手である子どもの声を反映した評価やその評価基準も含めて検討していく必要があることが示唆された。

研究成果の概要（英文）：This study is aims to consider the realities of advocacy and children's right in support facilities for development of self-sustaining capacity in Japan. The analysis are founded on Article 12 (Respect for the view of the child) and Article17 (Access to information) of the UN convention on the rights of the child. The method of research involved a questionnaire survey and interview for directors and workers. The results were as follows. Many workers had been having a difficulty of respecting for the views and opinions according to the abilities and characteristics of children, and a difficulty of explaining ways of empowering children to make positive and informed choices that support their well-being. Have also suggested that need to explore the effectiveness of advocacy, including the evaluation criteria and rating from the voice of the children.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	900,000	270,000	1,170,000
2010 年度	600,000	180,000	780,000
2011 年度	0	0	0
2012 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：児童自立支援施設，子どもの意見表明権，情報へのアクセス権，権利擁護，自立支援計画

1. 研究開始当初の背景

近年，児童自立支援施設は，平成 16 (2004) 年の児童福祉法改正による「アフターケアの義務化」とこれに伴う最低基準改正による「自立支援計画策定の義務化」の導入，続いて平成 21 (2009) 年 4 月には，職員による入所児童への体罰や不適切な処遇および，児童間での暴力等を防止することを目的に「被措置等児童虐待防止」についての規定が児童福祉法第 33 条に新たに盛り込まれるなど，制度面や処遇面での施設機能の強化が図られつつある。

このような流れが示すことは，施設が入所児童の処遇に当たり，専門性を高め，新たな機能を付加していくことが必要であるということ，「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」によれば，「子どもの健全な発達・成長のための最善の利益の確保など子どもの権利擁護を基本として，子どもが抱えている問題性の改善・回復や発達課題の達成・克服など，一人ひとりの子どものニーズに応じたきめ細かな支援の実施」（児童自立支援施設のあり方に関する報告書，2006 年）という児童の権利擁護を基盤とした施設運営と自立支援機能の充実と強化がひとつの重要な課題として指摘されているといえる。

子どもの権利擁護と自立支援機能の充実と強化という視点から，児童自立支援施設における処遇プロセスに関する今日的課題をまとめれば，以下のとおりと言えよう。

1 つめは，入所児童への処遇を実施するに当たっては，自立支援計画を策定することが義務化されたところであるが，この自立支援計画についての児童の意見表明権の保障と児童への説明責任（情報開示）の重要性が課

題として浮かび上がってきている。

2 つめとして，近年の入所児童には，これまで多かった触法少年やぐ犯少年のみならず，被虐待児，発達障がい児，問題の要因が重複している児童などが増加しつつあり，これらそれぞれの児童の能力や特性，保護者の意向や家庭背景，成育史等に応じて，先に記した「意見表明権」及び「情報へのアクセス権」の保障と確保を裏打ちする援助技術をいかに現場に定着させていくかが課題であると思われる。

2. 研究の目的

本研究の目的は，児童自立支援施設における自立支援計画（インケアからリービングケア）に基づいた処遇と退所後の支援（アフターケア）を行うに当たり，児童の「意見表明権（意思の尊重原則及び参加の権利を含む）」や「情報へのアクセス権」をどのように保障していくのかについて検討し，その処遇上の課題や援助技術の問題を入所児童の特性や実態を踏まえて明らかにすることにより，児童自立支援施設の段階別処遇プログラムの開発とその評価・検証の在り方に寄与することを目的とする。

具体的には，児童自立支援施設における自立支援のプロセス（段階別処遇）に対する入所児童の参加の保障について，以下の 2 点を明らかにしようとするものである。

(1) 自立支援の担い手である児童自立支援施設職員に対するアンケート調査及びヒアリング調査を実施し，以下の事項を調査することにより，自立支援計画策定に伴う児童の「意見表明権」と「情報へのアクセス権」の現状について実証的に把握する。

①入所児童の自立支援のプロセスへの参加手続きについて（「意見表明権」の現状の把握）②児童の能力や特性に合わせた、児童に係る情報の開示方法について（「情報へのアクセス権」の現状把握）、③その他、施設生活全般における権利擁護の取り組みの実態について、である。

（2）（1）の結果を踏まえつつ、入所児童が主体的に自立支援プロセスに参加するために必要となる「意見表明権」や「情報のアクセス権」を確保することができるような児童自立支援施設職員が得おくべき、入所児童への援助技術や児童自立支援施設に必要な処遇プログラムを検討する。

3. 研究の方法

本研究では、継続的に施設訪問をし、職員にヒアリング調査を実施するとともに、児童の自立支援の実態についてアンケート調査を実施した。その結果を踏まえて再び施設職員へのヒアリングを行い、実証的な分析を行なった。

（1）平成 21 年度：児童自立支援施設の職員へのヒアリングとアンケート調査の準備を行った。申請者がかかわっている A 地区児童自立支援施設協議会・専門委員会での活動により把握した、A 地区 5 県の自立支援の段階的プログラムの指導の観点、課題と目標、具体的到達レベル、活動内容、関係機関との連携等の内容について掘り下げ課題を整理した。それをもとに、その他の児童自立支援施設を訪問し、職員へのヒアリングと資料収集を行なった。

（2）平成 22 年度：A 地区 5 県の児童自立支援施設への訪問と職員へのヒアリング調査を引き続き実施するとともに、全国 58 施設の児童自立支援施設に対して郵送によるアンケート調査を実施した。質問項目のベース

となるのは、①入所児童の自立支援のプロセスへの参加手続きについて（「意見表明権」の現状の把握）、②児童の能力や特性に合わせた、児童に係る情報の開示方法について（「情報のアクセス権」、の現状把握）、等である。③その他、施設生活全般における権利擁護の取り組みの実態について、である。

（3）平成 24 年度：アンケート調査から得られたデータや事例のなかから、自立支援のプロセスへの児童の主体的参加を可能にするような意見を聞くための手続きと、児童の特性や能力に合った方法、情報を児童に開示する方法など、具体的な取り組みの実態や質的な課題を把握するために、アンケートに協力していただいた施設を数か所訪問し職員へのヒアリングを実施した。また、本研究全体で得られた入所児童への自立支援における処遇上の課題や援助技術の問題についての知見を整理・統合を行った。

4. 研究成果

児童自立支援施設における権利擁護の取り組みと、処遇過程や自立支援計画の策定・実施における子どもの「意見表明権」の保障の実態について把握し、その運営や処遇上の課題について検討することを目的に、複数の児童自立支援施設に訪問し、現場の理解を深めつつ、職員へのヒアリング調査を実施した。また、平成 23 年 2 月～3 月にかけて全国の児童自立支援施設（58 施設）を対象に郵送による質問紙調査を実施した。有効回収率は、60.3%（35 施設）であった。

分析の結果、施設により取り組みの差異が見受けられたが、共通しているものとして、意見表明権の保障及び子どもへの説明責任の重要性について、施設の認識は高いことがうかがえた。具体的方法として、「意見箱」の設置、自立支援計画策定の際に子どもに説

明を行う、またはケース会議に子どもが同席する等の取組みが挙げられる。だが一方で、情報開示の在り方、子ども会議・子ども自治体の取組み、人権教育やプログラムの実施、アドミッション・ケアや日常的に「権利ノート」や「生活のしおり」を活用すること、施設の「権利ノート」作成と作成への子どもの参画、子どもの評価の反映をめぐっては、実施度、必要度ともに低い結果となり、施設による認識や取組みの違いが顕著であった。

このことから、権利擁護の一環として子どもの意見表明を保障する取組みは体制的に整いつつあるが、その取組みが子どもにどのような影響を与えているのか、体制やシステムの活用の有効性等については、支援の受け手である子どもからの評価の仕方やその評価基準も含めて検討していく必要があることが示唆された。

また、意見表明権と対となって保障されるべく「子どもの参加」支援については、本施設が一般に「施設内処遇（生活指導および学校教育等を施設内で行う）」や、「枠のある生活（入所児童の特性により行動上の制限や外部との通信制限を設けている）」と呼ばれる処遇の特性を踏まえた「参加」の文脈が、「運営指針」等においても明文化されていないこともあり、取組みの実態把握をするなかで、「意見表明権」の保障の課題を踏まえて「参加」の位置づけを行い、支援を進めていく上でも、今後更なる検証が必要であることが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

①上村千尋，子どもの権利保障と保育者の専門性，あいちの保育問題資料集 2009 年度版，査読無し，愛知保育団体連絡協議会，2009，pp. 6-7，

〔学会発表〕（計2件）

①上村千尋，意見表明権の保障に関する現状と課題：児童養護施設における権利擁護の実態調査からの分析，日本子ども虐待防止学会高知りょうま大会，2012年12月8日，高知県立大学

②上村千尋，児童自立支援施設における権利擁護のあり方に関する調査研究，日本司法福祉学会大13回全国大会東京大会，2012年8月5日，東洋大学

〔図書〕（計2件）

①上村千尋，子どもの権利擁護を学ぶ：相談援助ワークブック 金城学院大学，2013年，総頁数40ページ

②上村千尋他，実践から学ぶ：社会的養護の内容，第3章生活のルールと子ども意見の尊重，保育出版社，2011年，pp. 32-34

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石井 千尋（上村 千尋）（ISHII CHIHIRO）
金城学院大学・人間科学部・准教授
研究者番号：10369788